呉市告示第294号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、広古新開7丁目、広古新開8丁目及び広古新開9丁目の区域で、別紙変更調書のとおり町の区域を変更しましたので、同条第2項の規定により告示します。

なお、この町の区域の変更の効力は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による広島圏都市計画事業古新開土地区画整理事業の施行地区における土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとします。

平成28年8月12日

呉市長 小村和年

変更調書

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる町の区域に変更する。

J, v, X, v, A	・欄に掲ける区域を同表の石欄に掲ける町の区域に変更する。 左 欄	。 右 欄
町	地番(平成28年8月1日現在)	町
古	297の1の一部,297の2の一部,297の3,299の1から299の3まで,300の1,300の2,300の4の一部,301の1の一部,302の1の一部,303の2の一部,304から307まで,308の1,308の2の一部,309の1の一部,309の2の一部,309の4の一部,309の5の一部,309の6の一部,309の7から309の9まで,391の一部,392の1,392の2,393の2の一部,394の3の一部,395,396の1,396の2,397の1,397の2,39	太 丁丁 新開
広古新開 7丁目	296の一部	
広古新開9丁目	162の1の一部, 162の2の一部, 162の6の一部, 162の10の一部, 162の11の一部, 163 の1の一部, 163の3の一部, 245の一部, 246 の一部, 247の一部, 249の1の一部, 249の2 の一部, 249の3の一部, 249の7の一部, 250 の一部, 253の1の一部, 288の3の一部, 288 の6の一部, 288の7	広古新開 8丁目
8丁目	346の1の一部, 352の一部, 353の一部, 35	広 古 新 開 9 丁目

	左	欄	右欄
町	地番(平成28	3年8月1日現在)	町
広 古 新 開 9 丁目	部, 149の1の一部, 1 の一部, 150の4の一部 の13の一部, 187の2 188の7の一部, 188 部, 188の11の一部, 1の一部, 198の5の一	8の6の一部, 148の7の一 49の3の一部, 150の1 3, 150の6の一部, 150 3の一部, 188の2の一部, 6の8の一部, 188の9の一 194の2の一部, 198の 一部, 198の6の一部, 19 9の一部, 198の10の一	広弁天橋町

上の表の左欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路及び水路である国有地及び市有地の全部を含む。